

令和 8 年 8 月 20 日
交通安全環境研究所
自動車認証審査部

審査関係連絡事項の一部改正について

改正概要

令和 8 年 9 月 1 日から新型車に適用される直前直左右確認装置試験に伴い、「審査関係連絡事項」（平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号）の一部改正を行う。

1. 「審査関係連絡事項」（平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号）の改正

輸入自動車特別取扱要領別表 4（2）中で定める「研究所が定める条件を満たす場合」の条件に直前直左右確認装置試験を追加する。

2. 施行日

令和 8 年 9 月 1 日

以上